

議案第 77 号

松阪市病院事業の設置等に関する条例の一部改正について

松阪市病院事業の設置等に関する条例（平成 17 年松阪市条例第 292 号）の一部を次のように改正する。

令和 7 年 5 月 30 日 提出

松阪市長 竹 上 真 人

松阪市病院事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例

松阪市病院事業の設置等に関する条例（平成 17 年松阪市条例第 292 号）の一部を次のように改正する。

第 3 条第 2 項中「次のとおりとする」を「規則で定める」に改め、同項の表を削る。

第 6 条第 2 項第 2 号中「係る料金」の次に「（以下「利用料金」という。）」を加え、「（以下「利用料金等」という。）」を削る。

第 7 条の見出し中「等」を削り、同条第 1 号中「等」を削り、同条第 2 号前段中「等」を削り、同号中「に定める額」を「第 3 条から第 11 条まで及び第 13 条から第 16 条までに定める使用料の額」に、「同条例中「市長」とあるのは「指定管理者」に、」を「これらの規定中」に改め、「、「使用料等」とあるのは「利用料金等」に、それぞれ」を削り、同条第 3 号及び第 4 号中「等」を削る。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。